

Vol
88
2025

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 「令和6年版犯罪白書」及び「令和6年版再犯防止推進白書」について
- 4月17日は「国際更生保護ボランティアの日」!
- 「第25回法整備支援連絡会」を開催しました!
- 第1回日ASEAN刑事司法セミナーを開催しました!
- 記者が行く!～国際知財司法シンポジウムフォローアップセミナー～



《特集記事》

- 01 「令和6年版犯罪白書」及び「令和6年版再犯防止推進白書」について
- 05 4月17日は「国際更生保護ボランティアの日」!
- 07 第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムを開催しました!
- 13 「第25回法整備支援連絡会」を開催しました!
- 15 第1回日ASEAN刑事司法セミナーを開催しました!

《常設記事》

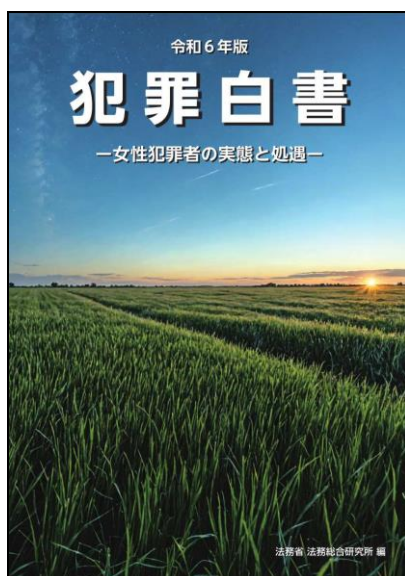
- 19 お答えします～人権啓発活動とはどのようなものですか～
- 22 記者が行く!
～国際知財司法シンポジウムフォローアップセミナー～

《連載記事》

- 26 そんなとき法テラスがお役に立ちます! Vol.67
～いわゆる令和6年奥能登豪雨に関する支援について～
- 27 法制度整備支援の現場から
- 29 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.24～作業専門官～

「令和6年版犯罪白書」及び「令和6年版再犯防止推進白書」について

犯罪白書とは？



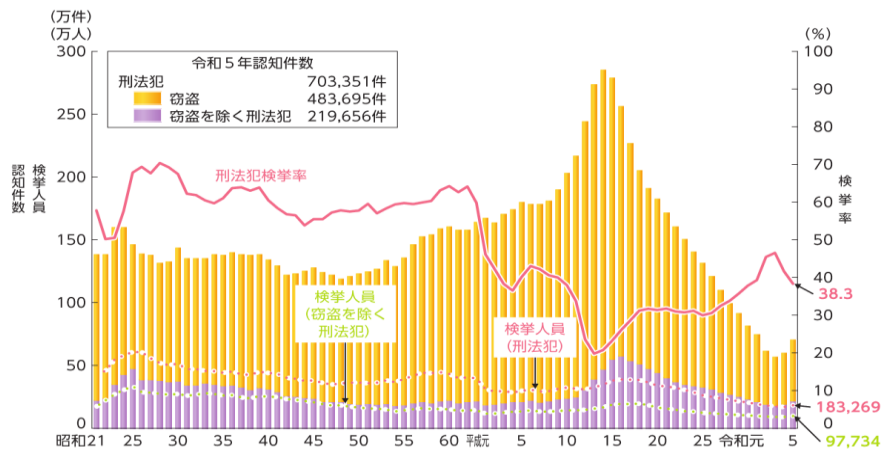
犯罪白書は、犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について、統計資料等に基づいて紹介しているものです。

昭和35年から、法務省法務総合研究所により毎年発行されており、犯罪対策を検討するための基礎的な資料としての役割を担っています。

犯罪の動向は？

刑法犯の認知件数（警察が犯罪の発生を把握した件数）は、平成14年に戦後最多の285万3,739件を記録した後、19年連続で減少していましたが、令和4年は20年ぶりに増加し、令和5年も引き続き増加して、70万3,351件でした。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の件数が大幅に減少し続けたことに伴うものです。

一方、刑法犯で検挙された者の人員は、平成16年に38万9,027人を記録した後、平成17年から減少に転じ、平成25年から令和4年までは毎年戦後最少を更新しましたが、令和5年は前年と比べて増加し、18万3,269人でした。

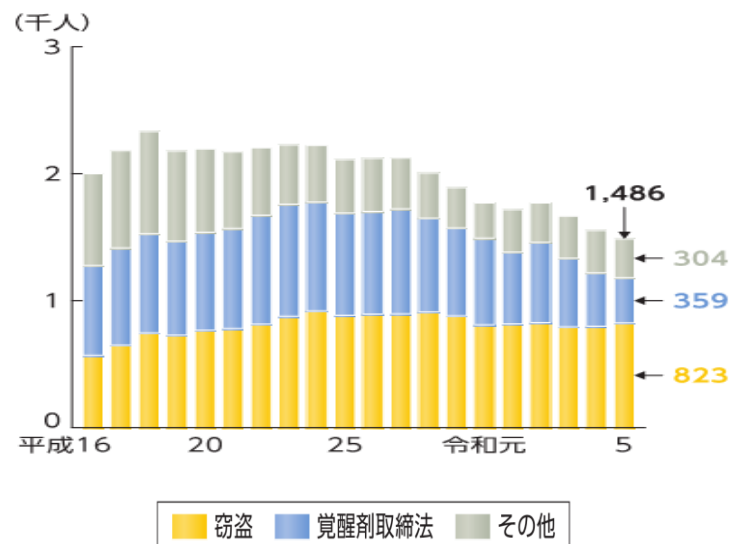


1図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

今回の特集は？

令和6年版犯罪白書では、「女性犯罪者の実態と処遇」と題して特集を組み、女性を取り巻く社会状況等を見た上で、女性による犯罪の動向等のほか、女性犯罪者に対する処遇・支援の現状を概観し、さらに、男女の受刑者を対象として実施した特別調査の結果を紹介し、女性犯罪者の再犯防止と円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討しました。

女性による犯罪の動向等の中で、刑事施設に入所した女性の受刑者数を罪名別に見ると、平成23年以降、窃盗と覚醒剤取締法違反の人員の合計が約8割を占めています。



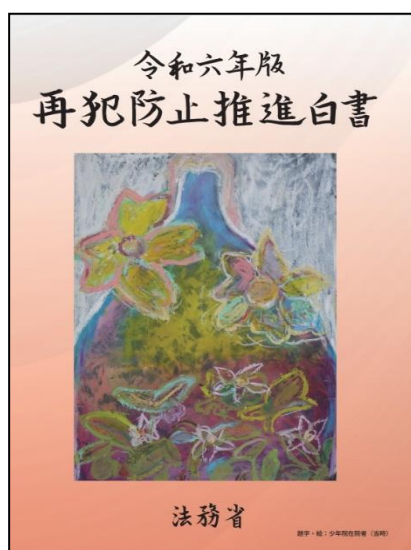
2図 入所受刑者の罪名別人員の推移（女性）

また、特別調査の結果からは、①女性受刑者は、男性受刑者と比べて心身の不安定な健康状態の者が多いこと、②薬物事犯の女性受刑者は、男性受刑者や薬物事犯以外

の女性受刑者と比べて、配偶者・交際相手からの暴力等の被害経験を有する者が多いなど、様々な問題を抱えており、それが社会における生きづらさにつながっている者もいること、③60歳以上の窃盗事犯の女性受刑者の中には、配偶者との死別等による新たな不安・悩みや孤立が犯行の背景にある者がいることが推察されました。こうした女性の抱える困難を踏まえ、女性に対する処遇や支援等の在り方を検討することが重要だと考えます。

法務総合研究所は、今後も適切なテーマ等を選んで調査を行い、犯罪・非行をした者に対する有効な支援・指導を検討するための資料を提供していきます。

再犯防止推進白書とは？



法務省は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、毎年政府が講じた再犯防止施策を国会へ報告しています。国会へ報告した内容を、国民の皆様にお伝えするため刊行したものが、「再犯防止推進白書」です。本白書は、平成30年から毎年刊行しており、今回で7冊目となりました。

令和6年版白書は、令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策に関し、政府が講じた取組を掲載した初めての白書となります。また、政府が講じた取組だけでなく、地方公共団体による取組や、保護司を始めとする民間協力者の方々の活動に関するコラムを掲載しています。

なお、表紙や中扉には、少年院在院者による絵画や題字を掲載しています。こちらぜひご注目ください。

再犯防止推進白書の今回の特集は？

今回の特集は、「社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス（続編）～当事者と支援者が語る人生のリスタート～」です。

第二次再犯防止推進計画には、再犯防止施策の一層の推進を図るために、「社会復帰

を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」を踏まえた対応をすることが新たに盛り込まれました。昨年度刊行した令和5年版白書の特集では、かつて犯罪や非行をしたものの、その後、社会復帰を果たした当事者にインタビューを行い、それぞれの立ち直りの過程を掲載した上で、犯罪や非行からの離脱要因の分析を試みました。今回の特集では、その分析を更に深めるため、生活困窮、疾病、孤独・孤立等の生きづらさを抱え、犯罪を繰り返した末に地域の中で支援を受け、社会復帰を果たした当事者とその支援者にインタビューを行い、その結果を基に、犯罪や非行からの離脱の要因の分析を試みました。再犯防止に携わっている実務担当者や支援者の方々はもちろん、現在、社会復帰を果たそうとしている当事者や当事者を支える周囲の方々にもお読みいただきたい内容となっています。

犯罪白書と再犯防止推進白書を読みたい場合は？

これまでに刊行した「犯罪白書」及び「再犯防止推進白書」は、法務省ホームページで公開しています。また、各白書の冊子は、政府刊行物センターや都道府県官報販売所で販売されており、お近くの書店でもご注文いただけます。

「犯罪白書」はこちら

http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/nendo_nfm.html



「再犯防止推進白書」はこちら

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html



4月17日は「国際更生保護ボランティアの日」！

令和6年4月に開催された第2回世界保護司会議において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。「国際更生保護ボランティアの日」採択の舞台となった第6回世界保護観察会議や第2回世界保護司会議について御紹介するとともに、「国際更生保護ボランティアの日」の広報活動についてお知らせいたします。

第6回世界保護観察会議と第2回世界保護司会議

令和6年4月16日から18日まで、オランダ王国のハーグ市において世界保護観察会議が開催されました。第6回目の開催となった本会議には、世界61か国から約500人が参加し、各国の社会内処遇の状況や課題、保護観察制度の特徴について議論が行われました。

この第6回世界保護観察会議のプログラムの一つとして開催されたのが、第2回世界保護司会議です。世界保護司会議は、令和3年に京都市で開催された国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRES）のサイドイベントとして初めて開催されました。この第1回世界保護司会議では、保護司を始めとした更生保護に関わる地域ボランティアの国際的な認知の向上と制度の普及を目指すことなどが盛り込まれた「京都保護司宣言」が採択されました。今回の第2回世界保護司会議では、各国・地域における、罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの活動等について発表と協議が行われました。

日本からは、全国保護司連盟の今福章二常務理事が登壇し、我が国の保護司制度の特徴とその意義、保護司の人材確保の課題と取組についてプレゼンテーションが行われました。

本会議においては、「京都保護司宣言」を踏まえ、更生保護に関わる地域ボランティアの意義や重要性を共有し、より一層その認知を向上させること、そしてボランティア活動の活性化を図ることを目的として、本会議開催日である4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されました。



第6回世界保護観察会議の参加者



第2回世界保護司会議での基調講演の様子

「国際更生保護ボランティアの日」広報

本年の「国際更生保護ボランティアの日」当日には、東武タワースカイツリー株式会社に御協力いただき、東京スカイツリー®に更生保護のイメージカラーであるイエローの特別ライティングを点灯することを予定しています。また、丸善雄松堂株式会社及び株式会社丸善ジュンク堂書店の御協力の下、都内の一部グループ店舗において、更生保護に関する書籍を集めた企画棚を設置いただき、「国際更生保護ボランティアの日」について店頭で広報いただくなど、幅広い広報の実施を予定しています。

おわりに

法務省保護局では、更生保護ボランティアの国際的な発信と普及に一層取り組んでいきたいと考えています。より詳しく知りたい方は、「国際更生保護ボランティアの日」等に関する特設ウェブページを本年1月にリリースいたしましたので、是非御覧ください。4月17日には、皆さまもぜひ、更生保護ボランティアについて思いを巡らせていただくと幸いです。



[“社会を明るくする運動”ウェブサイト](#)
[海外における更生保護の取組ページ](#)

第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムを開催しました！

令和7年2月15日（土）及び16日（日）の2日間、第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（英語名：The 3rd Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness）を京都にて開催しました！

法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催

令和3年に開催された京都コンGRESの成果文書である「京都宣言」で、司法分野における若者のエンパワメントの重要性が指摘されたことを踏まえ、法務省は、国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催しています。

過去に開催した第1回フォーラム（令和3年10月に東京にて開催、世界33か国から約90名が参加）や第2回フォーラム（令和4年12月に京都にて開催、27か国から約70名が参加）では、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマの下、「成年年齢に達することと社会への参画」（第1回）や「組織的な犯罪への若者の関与と組織からの離脱・更生、組織的な犯罪への対処のための若者の役割」（第2回）といったテーマについて議論を行いました。本フォーラムの参加者からは、「国籍や所属が異なる参加者の交流では、自身のバックグラウンドだけでは思いもつかなかった様々なアイディアが共有され、多くの学びを得た」等の声が寄せられました。

議論の結果は、「勧告」として、国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）に提出しています。

第3回ユースフォーラムの結果概要

第3回ユースフォーラムは、「包括的で安全かつ公正な社会を形成するためのパイオニアとしてのユース：法務・司法分野におけるAI・デジタル技術の活用及び課題」というテーマの下、35か国から約80名のユースが参加しました。

開会式では、神田潤一法務大臣政務官による開会挨拶の後、御臨席賜った高円宮承子女王殿下からお言葉をいただきました。



神田法務大臣政務官の開会挨拶



承子女王殿下のお言葉

続いて、兵庫県芦屋市の高島峻輔市長から、「リーダーシップと対話」というテーマで、世界で活躍するために求められる素質について、ユースに気づきを与えるという観点から御講演いただきました。加えて、議論の導入として、一橋大学の角田美穂子教授とケンブリッジ大学のSimon Deakin教授の両名から、社会におけるAI及びデ

デジタル技術の活用と課題、展望等について、同分野の研究を最前線で行っている専門家の観点から御講演いただきました。



講演の様子(1)



講演の様子(2)

2日間にわたり行われた議論では、各国におけるA I 及びデジタル技術の導入状況や取組の紹介から始まり、新しい技術を応用する際に発生するリスクの分析や、最新のA I ・デジタル技術をどのように法務・司法分野で活用していくかといった議題について、若者の新鮮な視点から白熱した議論が展開されていました。



議論の様子(1)



議論の様子(2)



議論の様子(3)



議論の様子(4)

「勧告」として取りまとめられた議論の成果は今後、国連に提出された後、専門家の議論に参照される形で、国際的な議論に影響を及ぼすこととなります。

○第3回 令和7年2月15日(土)、16日(日)

・参加者 35か国から約80名

18～35歳までの国内・外からの大学・大学院生等

・参加国 アルゼンチン、オーストリア、ブルネイ、カンボジア、中国、フィジー、フランス、ジョージア、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、キルギス、リベリア、マラウイ、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、サモア、セネガル、シンガポール、スイス、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、イギリス、アメリカ、ウズベキスタン、ベトナム



集合写真

「第25回法整備支援連絡会」を開催しました！

法整備支援連絡会とは？

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、令和6年12月6日（金）に、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催で、法整備支援連絡会を開催しました。

法整備支援連絡会は、法制度整備支援活動に携わる関係機関・関係者を招き、情報共有・意見交換等を行う場として、年1回開催しており、今回で25回目になります。

令和6年は、法務省が法制度整備支援を開始してから30年という節目の年であり、また、ウクライナ司法省からICDに対して、法制度整備支援の要請があったことから、「法整備支援30年の蓄積と今後の展開～メコンから世界へ～」と題して、法整備支援連絡会を開催しました。

第25回法整備支援連絡会の概要

今回の法整備支援連絡会は、ウクライナ司法省からリウドミラ・スハク副大臣を始めとする高官を招へいし、まず、リウドミラ・スハク副大臣から、ロシアの侵略戦争がウクライナの司法制度に及ぼしている影響や日本に求める法制度整備支援の概要等について基調講演を行っていただきました。

また、日本の法制度整備支援に多大な貢献をされた森嶋昭夫名誉教授が令和6年5月26日に逝去されたため、森嶋名誉教授の追悼ビデオを上映したほか、法制度整備支援に関与する機関であるJICA、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）、日本弁護士連合会国際交流委員会、法務省大臣官房国際課、法務総合研究所国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI））、ICDの代表者が報告を行いました。

さらに、①「法整備支援の今後の展望」、②「新たな支援ニーズと関係機関との連携」と題してパネルディスカッションを行い、複雑化する国際社会において、今後法制度整備支援をどのように展開し、どのように新しい支援ニーズに responding していくか、などについて議論を行いました。



基調講演を行うリウドミラ・スハク副大臣



パネルディスカッションの様子

法整備支援連絡会の詳細については、機関誌 ICD News に掲載しますので、ご関心のある方は、ICDのHP等でご確認ください。



第1回日ASEAN刑事司法セミナーを開催しました！

日ASEAN刑事司法セミナーとは？

令和5年7月に東京で開催された日ASEAN特別法務大臣会合において、「共同声明」及び「日ASEAN法務・司法ワークプラン」が採択されました。これらに基づき、ASEAN域内の法制度・実務の発展を目指し、現在する課題解決に向けた各国の取組を支援するべく創設されたのが「日ASEAN刑事司法セミナー」です。令和6年12月に国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が独立行政法人国際協力機構（JICA）と共同で第1回目となるセミナーを開催し、捜査共助（MLA）及び犯罪者処遇（OTR）の2つのセッションを並行して行いました。



日ASEAN特別法務大臣会合（本会合）

MLAセッションの概要

MLAセッションでは、「ASEANにおける国際協力の強化：効果的な捜査共助のための新たなツールの活用」を主要課題とし、ASEAN各国の捜査共助中央当局及

びASEAN事務局から計10名が参加しました。ASEANにおいては捜査共助条約（ASEAN-MLAT）が締結されていますが、近時、犯罪の巧妙化や国際化等を受け、より効果的な捜査共助の実施が課題となっています。これを受けて、UNODC（国連薬物・犯罪事務所）東南アジア大洋州地域事務所（バンコク）とASEAN事務局では、ASEAN-MLATに基づく捜査共助要請書のモデルテンプレートを策定中であるところ、本セッションでは、UNODCと連携し、架空の薬物密輸事案を題材に、最新のモデルテンプレート案を用いた参加国間相互の捜査共助要請書の起案・講評を行うとともに、講義や施設見学を実施しました。

セミナー参加者からは、起案前後の相互の情報交換やフィードバックを始めとする実務的なカリキュラムや参加国間のネットワークの構築等につき、肯定的な意見が多く寄せられたほか、モデルテンプレート案についても率直な意見交換がなされました。



MLAセッションの様子

OTRセッションの概要

OTRセッションは、「ASEANにおける過剰収容対策、とりわけ非拘禁措置を活用した加害者処遇の実情とその課題」を主要課題とし、ASEAN各国及び東ティモールから11名、日本人2名の計13人が参加しました。ASEAN域内の多くの国では、刑務所の過剰収容が課題となっています。そのため、本セミナーでは、社会内処遇などの非拘禁措置の活用、適切な刑務所運営や犯罪者の社会復帰の促進を念頭に、ASEAN各国における現状と課題、グッドプラクティス等の情報や経験の共有、ASEAN各国の実務改善のための継続的な情報交換に向けたネットワーク構築を図りました。

セミナー参加者からは、国別発表や講義、施設見学などを通じて、更生保護ボランティア制度や多機関連携を含む非拘禁措置や犯罪者処遇に関するグッドプラクティスが共有され、ASEAN地域で犯罪者処遇に携わる実務家のネットワークを築くこと

ができた」と肯定的な意見が多く寄せられました。



OTRセッションの様子

結びに代えて

本セミナーは今年度が第1回目の開催でしたが、MLAセッションにおいては、各国で捜査共助に携わる若手・中堅の実務家の参加を得て、模擬事例の起案と意見交換を行うことにより、近くASEAN関連会合において採択される見込みのASEAN—MLATモデルテンプレートの策定に寄与するとともに、ASEAN地域における薬物不正取引やマネーロンダリング等の国際組織犯罪対策の取組に貢献することができました。

また、OTRセッションにおいては、ASEAN諸国と日本からの参加者による具体的な知見の共有や相互理解を通じて、よりよい犯罪者処遇制度をともに確立していこうとする機運が醸成され、そのための人的ネットワークが形成されるなどの成果をあげることができました。

アジ研においては、引き続き、本セミナーを着実に実施し、ASEAN地域の刑事司法実務家の能力構築と協力促進に努めてまいります。



集合写真

お答えします～人権啓発活動とはどのようなものですか～

Q1 人権啓発活動とはどのようなものですか？

人権啓発活動は、国民の皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうことを目的とした啓発活動です。法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局と人権擁護委員）では、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、人権に関する冊子や動画の作成、新聞やインターネットを使った広告の実施など、様々な活動を行っています。

令和2年度から現在までの啓発活動重点目標は「誰かのことじゃない」と定め、啓発活動強調事項として掲げる 17 の人権課題を中心に、人権への正しい理解を呼び掛けています。

人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なもののため、通年実施されていますが、特に、世界人権宣言が採択された12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）を「人権週間」と定めて、毎年、全国的な人権啓発活動を展開しています。

啓発活動強調事項（令和6年度）

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ①「女性の人権を守ろう」 | ⑩「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」 |
| ②「こどもの人権を守ろう」 | ⑪「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」 |
| ③「高齢者の人権を守ろう」 | ⑫「インターネット上の人権侵害をなくそう」 |
| ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」 | ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」 |
| ⑤「部落差別（同和問題）を解消しよう」 | ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」 | ⑮「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑦「外国人の人権を尊重しよう」 | ⑯「人身取引をなくそう」 |
| ⑧「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」 | ⑰「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑨「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」 | |

Q2 人権教室とは何ですか？

人権教室は、いじめなどについて考える機会を作ることによって、こどもたちに、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと、人権の大切さを理解してもらうこと等を目的とし、小・中学生などを対象に人権擁護委員が中心となり、道徳科の授業や総合的な学習の時間などを利用して実施している人権啓発活動です。

スポーツ選手などを講師に迎え、ゲームや体験談から助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車いす体験、障害者スポーツ体験

等を通じて、違いを理解し認め合うことの大切さを学び、障害の有無に関わらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。

また、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室も積極的に実施しています。

さらに、近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まりを背景に、企業経営者や従業員を対象とした「大人の人権教室（企業における人権研修）」も数多く実施しているほか、企業における人権研修で活用できる人権啓発冊子・動画を配布・貸出ししています。

（お問い合わせ先等）

[企業における人権研修～企業の人権研修担当の方々へ～](#)



人権教室



地元企業での研修講師

Q3 人権擁護委員とはどのような人たちですか？どのような活動をしているのですか？

人権擁護委員は、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人の中から、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。社会事業者、教育者、報道関係者や弁護士など様々な分野から選ばれており、現在、全国の全ての市町村（東京都の区を含む。）に、約1万4,000人が配置されています。

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるように積極的に人権啓発活動を行っています。

また、法務局・地方法務局の人権相談所や市役所などの公共施設等において地域の皆さんからの人権相談を受け、法務局・地方法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査処理を行っています。



人権擁護委員制度広報キャラクター

たばみん

[人権擁護委員特設サイト](#)



記者が行く！～国際知財司法シンポジウムフォローアップセミナー～

記 者

皆さま、こんにちは！

今日は、2024年12月4・5日にジャカルタ（インドネシア）で行われた「国際知財シンポジウムフォローアップセミナー」について大臣官房国際課の担当者にお話を伺ってみたいと思います！

国際知財シンポジウムフォローアップセミナーとは、どのような会議ですか？

担 当 者

「国際知財司法シンポジウム（Judicial Symposium on Intellectual Property：通称 JSIP（ジェーシップ）」は、知的財産分野における日本で最大規模のシンポジウムです。法務省は、平成29年から、最高裁判所や特許庁などと共に開催しています。ビジネスのグローバル化が進んで、国境を越えた海賊版被害や模倣品販売が広がる中で、知的財産権の保護は各国共通の関心事となっています。日本は、ASEAN を中心とするアジア地域の国々に法制度整備支援を行ってきましたが、知的財産に関する制度が不十分で専門家が不足している国も多いことから、近年、知的財産保護の分野での支援ニーズが高まっています。日本がこうした国々を支援することによって、知的財産権保護の法制度や運用が充実していけば、その地域で法の支配の定着が図られて、相手国の持続的成長につながりますし、日本企業による ASEAN 地域への進出も後押しされます。そのため、法制度整備支援の一環として、法務省はこうした国々から法曹関係者や政府関係者を JSIP に招き、法務省プログラムとして、知的財産分野の重要なテーマを取りあげ、基調講演やパネルディスカッションを行ってきました。（過年度の JSIP については、法務省 HP [「国際知財司法シンポジウム」](#)を御覧ください。）

2023年の JSIP の法務省プログラムでは、アジア地域でも課題となっている E コマース上の模倣品対策などを討議しました。今回、そのフォローアップとして開催されたのが「国際知財シンポジウムフォローアップセミナー」なんです！

記 者

今回のフォローアップセミナーは一昨年の JSIP とはどう違うのですか？

担 当 者

JSIP のように日本開催としたのではなく、インドネシアのジャカルタで開催したことがまず大きな違いです。また、その開催場所が ASEAN 域内であることから、JSIP の法務省パートで呼べたよりも多くの国々、具体的には、ASEAN 10 か国全てと、東ティモール、日本から、知的財産権を専門とする裁判官・行政官・弁護士などの皆さんに参加い

ただくことができました。

さらに、会場となったインドネシアでは、JICA による知的財産保護に関するプロジェクトも長く行われてきていましたので、このプロジェクトともコラボすることができ、インドネシア最高裁判所の裁判官を含め多くの裁判官が参加してくださり、とても活気ある会議となりました。

記 者

JSIP 以上に、ASEAN 全体への支援という色合いがより強く感じられますね。

担 当 者

そうなんです。日本と ASEAN は、一昨年友好協力関係50周年を迎えて、法務省も「日 ASEAN 特別法務大臣会合」という大臣級の会合を主催し、協力に向けた具体的なワークプランもできました。このように、今後さらに協力関係を強めていこうという機運が生まれていることが背景にあります。

ASEAN 地域全体での知的財産の紛争処理能力の向上を図るためにも、ASEAN を一体として支援する視点はとても重要だと思っています。そのためには、より幅広い国々から参加してもらい、実務家同士の知見の共有やネットワーク形成が一層図りやすい開催形態を模索してみることが大切だと考えて、フォローアップセミナーとしてはかなり力を入れて、今回のような開催形態をとりました。



開会式・集合写真

記 者

セミナーには、専門家の方々が集まったとの事ですが、こういった話題について議論がされたのでしょうか？

担 当 者

Eコマース（ネット通販）上の模倣品対策について1日目は裁判官の参加者を中心として、「商標権侵害訴訟をめぐる課題」、2日目は行政官の参加者を中心として、「商標権のエンフォースメント」について各国法制度・実務の紹介や意見交換等が行われました。例えば、あるブランドの模倣品だとして訴えられたネット上の商品について、商標登録されたものと似たものだと言えるのかについて、各国裁判所がどのような基準で判断しているのかですとか、模倣品がネット通販されていることで権利侵害を受けている会社が侵害者に関する情報の提供を求められる仕組みがあるか、販売者ではなくEコマースサイトの運営者の責任を問えるのか、など多様な論点について討議され、各国の法制度や実務に関する経験が共有されました。各国参加者による制度説明に対して、フロアからもたくさんの質問が寄せられるなど、模倣品対策への関心の高さがうかがえました。



セッション1日目



セッション2日目

知的財産に関する取組状況は国によって異なりますが、参加者の皆さんは他国の取組から学ぼうと、とても熱心に参加してくださいました。セミナー終了後「ASEAN地域の知的財産権に関する知識が増え、とても勉強になった」、「セミナーを通してネットワーク構築ができた」とのお言葉をいただき、満足いただけたようで私たちも嬉しく思っています。

こういった情報共有の場を提供することで、アジア地域全体の知的財産に関する法制度構築やそれを運用する方々の能力向上の一助になればと考えています。



閉会式後・集合写真

記 者

これだけの会議を開催するには、準備も大変だったのではないのでしょうか。セミナーを終えてみての感想や、印象に残っていることはありますか。

担 当 者

たしかに、初めての試みでしたので、準備には多くの苦労がありました。このように多くの国が参加して実りあるセミナーを開催することができたのは、各国からのセミナー参加者の貢献はもちろんのこと、共催・後援いただいた関係機関・団体の皆様の協力のおかげです。このように、様々な国・立場の参加者や関係機関と協力して、1つのイベントを作り上げるのは、国際関係業務のひとつの醍醐味です。

そして印象に残ったことは、「海外でセミナーを開催した」ことでしょうか。国際課では、年に何度も国際会議を開催、もしくは海外で開催される国際会議へ出席しています。しかし、セミナーを海外で開催する機会はめったになく、開催地が通常と異なるという意味では、今回のセミナーは大きな挑戦でした。私自身、準備を始めた頃は大きな不安を抱えていたのですが、セミナー参加者の皆さん・同じ国際課内の職員・現地の業者に協力してもらいながら、無事に終えることができました。セミナー参加者とのコミュニケーションや現地ならではの食事など楽しい思い出もたくさんできましたが、やはり、国際会議の運営に携わり無事に成功したことが、一番忘れられない経験です。

記 者

本日は、ありがとうございました！

Vol.67 いわゆる令和6年奥能登豪雨に関する支援について

法テラスでは、令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨（いわゆる令和6年奥能登豪雨）で被災された方を対象に**令和6年12月25日から令和7年9月19日まで、弁護士・司法書士との無料法律相談を実施しております。**

無料法律相談の対象者は？

いわゆる令和6年奥能登豪雨に際し災害救助法が適用された石川県の**七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町**に、災害発生日において住所、居所、営業所などがあった方（※法人を除く）

どんな相談ができるの？

生活の再建に必要な法律相談（不動産問題、金銭問題、相続問題など）

相談場所や相談方法は？

面談又は電話等での相談

（面談の場合は、法テラスの事務所、契約弁護士・司法書士の事務所、弁護士会・司法書士会の法律相談センターなどで相談が可能です。）

※同一問題につき3回まで利用できます。



法テラス
災害ダイヤル

相談予約・お問合せ

○ 電話から



おなやみレスキュー

0120-078309

受付時間：平日9時～21時、土曜9時～17時

○ Webサイトから（法テラスホームページ）

<https://www.houterasu.or.jp/site/saigai-higai/okunotogouu.html>



無料法律相談の詳細情報やメール問合せ先も掲載しています。

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X（旧：Twitter）



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪
[「法テラス公式X（旧：Twitter）」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第59号】

特集：「身近に潜む介護問題」
表紙・インタビュー
：渡辺えりさん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください！
[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

ベトナム長期派遣専門家 茅根 航一

法務省は、独立行政法人国際協力機構（JICA）や関係機関とともに、外国の法制度の整備を支援する活動（法制度整備支援）を行っています。ベトナムは、その最初の対象国であり、令和6年は法務省による支援が開始されてから30年目の節目の年でした。また、法務・司法分野におけるJICAプロジェクトの枠組による支援は約28年間に及びます。このように、ベトナムの法務・司法分野における日本政府の支援には長い歴史があります。

現在は、令和3年1月から令和7年12月までの期間で、司法省、共産党中央内政委員会、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会という6つのカウンターパート機関を相手に、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」というJICAのプロジェクトが実施されています。このプロジェクトは、ベトナムの法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、日本でいう法令に当たる法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目標としています。私は、令和6年3月に法務省からベトナムに派遣され、ハノイにあるプロジェクトオフィスにおいてJICA専門家として勤務しています。

プロジェクトの活動として、日頃、現地において、各カウンターパート機関とセミナー、ワークショップ等を実施していますが、時には日本で研修を実施することもあります。令和6年11月には、共産党中央内政委員会から、副委員長を団長とする10名が、ベトナムで問題となっている金融・銀行取引分野の犯罪防止やマネーロンダリング対策に関する知見を得るために訪日し、関係機関の講義からなる研修を受け、鈴木法務大臣に表敬する機会も得ました。

最近、日本で暮らすベトナム人の数が増えていることや、多数の日本企業がベトナムに進出していることに象徴されるように、日越両国の関係は密接です。令和5年には両国の関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされたばかりであり、ベトナムは今後も日本にとって重要なパートナーであり続けられると思います。私としては、現在従事しているプロジェクトを通じて、日越間の良好な関係の構築に少しでも貢献したいと考えています。

末筆ながら、ベトナムの法務・司法分野の支援の先駆者であり、JICAプロジェクトにも多大な貢献をされた森嶋昭夫名古屋大学名誉教授が令和6年5月に逝去されました。この場をお借りして心から哀悼の意を表します。

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.24 ～作業専門官～

職 名：法務技官 作業専門官

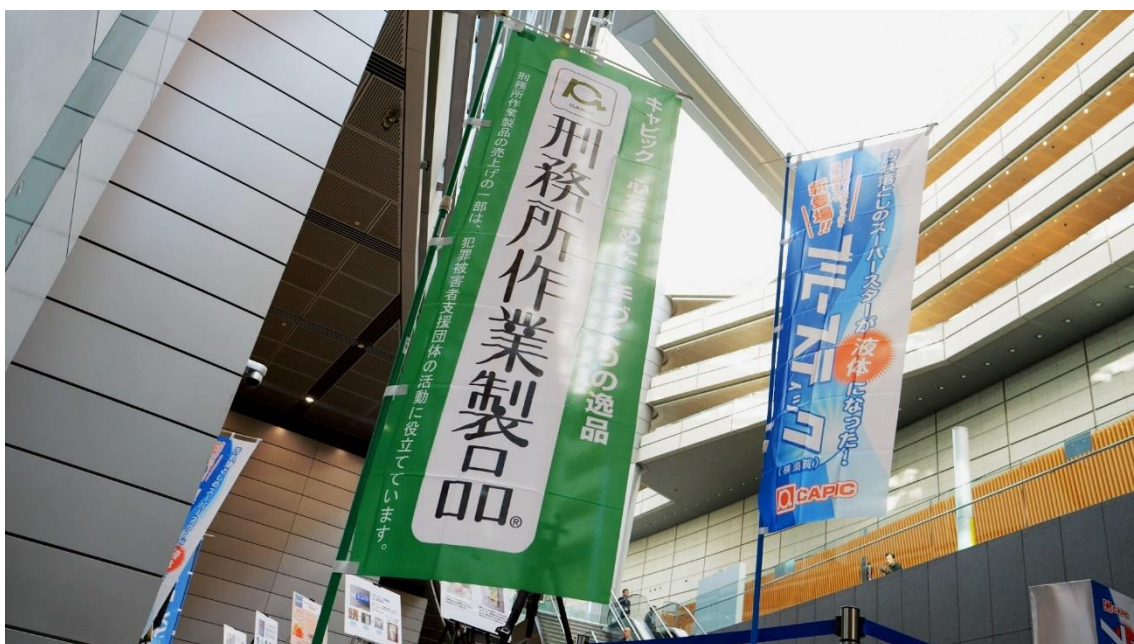
氏 名：前田 陽子

採用年：平成14年

所 属：栃木刑務所

Q1 作業専門官ってどんな仕事をしているの？

ショッピングモールや道の駅などで「刑務所作業製品」と書かれた緑ののぼりをご覧になったことがありますか。そこでは、刑務所の受刑者によってひとつひとつ丁寧に作られた製品を販売しています。それらの製品を企画し受刑者に製作の指導を行っているのが作業専門官です。公務員としては異色のモノを創り出すクリエイティブな仕事です。業務は他にも、受刑者に対する各種免許取得のための職業訓練指導や工場での作業安全管理や機械の保守管理など多岐に及びます。



矯正展に掲げられた「刑務所作業製品」ののぼり

Q2 最近のトピックスは？

刑務作業は様々な方から依頼を受けることがあります。今回は、お寺からの御依頼で、総

長12mにも及ぶ刺繍の装飾幕を製作しています。将来にわたって、製品にかけた時間や愛情が刻まれ残っていく、作業する受刑者たちにとって非常に夢のある誇りが持てる作業です。今も毎日真剣なまなざしで、ひと針ひと針縫い進めています。



お寺からの依頼の横断幕（刺繍の構成には微細なところまで神経を使います。）

Q3 作業専門官のやりがいって何？

作業の中で受刑者の成長が感じられたときにやりがいを感じます。受刑者が行う刑務作業は毎日小さな経験の積み重ねであり、時とともに成果となって現れます。技術の成長もさることながら、仕事に向き合う気持ちの成長は製品に映し出されます。製品を通して成長の軌跡がみられるのは、作業専門官の醍醐味です。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

当所の割烹着を御購入いただいたお客様から、突然電話をいただいたことがありました。縫製も丁寧で心がこもった製品だとおっしゃられて、仕事をしている受刑者にお礼を伝え

て欲しいとのことでした。製品を通して受刑者の心が届いたと嬉しかった瞬間でした。もちろん、工場の担当職員や受刑者にも伝え、皆で喜びました。



お客様に好評だった割烹着（製品を通して受刑者の心が届きました。）